

R 6 県公立学校教頭会との意見交換会

学校企画課・教育指導課

1 国へお願いしたいことについて I-1, 5	
質問 ・ 意見	<p>教職員の定数確保は依然厳しい状況が続いており、新規教職員の大量採用による学校運営の戦力ダウンも大きな課題となっています。こうした中、定年延長、再任用の教職員は大きな戦力です。しかしながら、60歳を迎えると、61歳になる年度から給料月額が60歳時点の7割水準となってしまいます。定年前と同じ業務内容であるにもかかわらずです。いろいろな分野で人手不足、人材不足が叫ばれる昨今、民間企業では定年後の給料水準を上げてきている企業も出てきています。労働に見合う適正な待遇が早急に実現されなければ、今後ますます教職員人材は流出し、教員不足に拍車がかかると考えます。</p> <p>また、次期学習指導要領については、今後本格的に改定に向けた動きが始まっていくことと思います。現在の標準授業時数のままでは、教師の持ち授業時数が多く、これに授業準備や宿題の確認、テスト作成・採点、不登校支援や保護者対応、事務作業なども加わります。結果として、こどもたちに必要な指導を行うことが難しい状況につながっています。次期学習指導要領改訂に向けては、総授業時数を削減するなど、余裕をもって教育活動を行えるようにする必要がありますと考えます。</p> <p>これらの問題については、国に対してお願い申し上げるべきことですが、県教委の皆様からの後方支援が必要です。教職員確保並びに、教職員の働き方改革の推進、円滑な学校経営のためにお力添えいただきますようお願いいたします。</p>
回答	<p>県教育委員会としましては、定年延長を見据え、管理職等（主幹教諭含む）役職定年者については特例任用による管理職継続制度創設や、降任の際には指導主事、社会教育主事への積極的任用を行っています。また、授業教示のみならず、学校運営を支援する職務を短時間勤務等で創設するなど含め、ニーズに合わせた働き方の選択肢を広げているところです。高齢の職員ができるだけ働きやすい環境を整えていくため、今後もニーズを踏まえた働き方の選択肢拡大を引き続き進めていきたいと考えています。また、令和5年度末に60歳を迎えた教員のうち、小、中学校共に60%を超える勤務継続を行っているところと見られています。それ以前には40%代であった継続実績から見れば、定年延長によって、60歳を超えた教員が学校の戦力となっていることは確かであると捉えています。</p> <p>一方で特に小学校において、学級担任を行う暫定再任用教職員の割合が60%近くであったり、暫定再任用者の平均担当授業時間数は常勤教員の全体平均を上回っていたりする状況があることがわかっています。暫定再任用教員のみならず60歳を超えた教員の業務環境については課題があると認識しています。</p> <p>現状として60歳以降の給与水準については、国において、民間企業における高齢層雇用の実情や給与水準等を参考に設定されており、県もこの取扱いに準じて設定しており、知事部局との均衡が必要であり、県教委独自の改正は困難な状況です。</p> <p>ただ、国や県の動向として、今年度10月の県人事委員会の報告及び勧告によると、高齢層の職務経験を活かすために、給与面から支援する必要があるとされ、具体的には暫定再任用教員の住居手当、へき地手当が支給される方向で進んでいます。このように国の動向に基づき、県においても高齢層に対する、処遇改善の目が向けられています。引き続き給与面での待遇改善については担任手当等も含め、今後の国の動向を注視していき、国に対し、教員の処遇改善について、重点要望を行っているところです。</p> <p>学習指導要領に関しては、昨年に引き続き、今年11月にも知事が国に対して重点要望を行い、具体的には、義務教育においては、基礎学力の育成を最優先とし、児童生徒の確かな学力の育成やつまづきに対応する時間の確保等ができるように、学習内容を縮減するなど学習指導要領の見直しが必要である旨を要望しました。</p>

R6 県公立学校教頭会との意見交換会

学校企画課・教育指導課

2 教職員等の配置について II-1-(2)(3)

<p>質問 ・ 意見</p>	<p>多くの学校が本来の配当数どおりの常勤教職員配置がされない状況の中、学校現場では会計年度任用職員の協力が必要不可欠となっています。このことを受け、以下の2点について要望させていただきます。</p> <p>まず、不登校及び別室登校児童生徒数の増加に伴う、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・子どもと親の相談員・学びいきいきサポーターの配置数・勤務時間数増についてです。担任にとって、児童生徒の不登校と向き合うことは、多大な労力と時間を必要とします。上記会計年度任用職員を配置いただくことで、対応を分担でき、児童生徒の居場所の確保並びに保護者の支援等が可能になります。ぜひ配置数・勤務時間数増についてご配慮いただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、指導補助系非常勤講師「にこにこサポート」の配置数・勤務時間数増についてです。にこにこサポートの配置により、重要な課題と認識しつつ、担任一人ではなかなか行き届かない、児童生徒の個別最適な学びの保障ができております。一方で、一人当たりの総勤務時間数が875時間（1日の勤務が5時間）の現状では、年間授業日数に比べ、勤務日数が約20日不足するうえ、年次有給休暇等を取得されると、さらに児童の指導に当たる時間が短くなります。</p> <p>会計年度任用職員に係る事業については、限られた県の予算の中で行われるものであり、配置数を増やせば勤務時間が減る、勤務時間を増やせば配置数が減ることとなると認識しています。そうであるのなら、義務標準法の改正に伴う少人数学級編制に係る県予算の縮小や、常勤教職員の不足により生じる県予算の余剰等から、そもそもの会計年度任用職員に係る事業の予算の拡充はできないでしょうか。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
<p>回答</p>	<p>教員不足が深刻化しており、多くの学校において、教員の欠員や、常勤に代わり非常勤講師を配置する状況が生じていることについて、大変申し訳なく思います。欠員等のある学校では、教職員一人一人の業務量が増え、学校経営において苦慮されていることも承知しています。</p> <p>県教育委員会としては、教員不足解消及び働き方改革を最優先課題とし、引き続き、年度内の補充及び学校現場の負担軽減を進めるとともに、来年度以降の欠員をゼロにするために、あらゆる手を尽くして全力で取り組んでいきます。</p> <p>また、教員確保に向けた抜本的な対策としては、教員志望者の裾野拡大が重要であり、例えば今年度も、2市教育委員会（松江、出雲市）のご協力を得て、大学1・2年生を対象とする5days体験プラン（学校職場体験）について、規模を拡大して実施しました。</p> <p>教員確保対策や働き方改革は引き続き、ご協力をいただきながら進めてまいります。</p> <p>要望1 不登校児童生徒増に伴う各種会計年度任用職員の配置数・勤務時間数増について</p> <p>スクールカウンセラーについては、令和5年度当初に比べ時間数を増やすとともに、「時間外・長期休業中・休日等相談センター」を市町村教育委員会が設置できるようにしました。きめ細かい教育相談体制の充実を期待しています。また、スクールソーシャルワーカーへの指導助言を行うスーパーバイザーの勤務時間数を令和5年度当初に比べ増やし、スクールソーシャルワーカーの資質向上につなげています。「子どもと親の相談員」は、不登校等児童が多く在籍する小学校を「不登校等対応体制充実指定校」と</p>

し、児童一人ひとりに対するきめ細かな支援体制が構築されるまでの間、配置していません。この制度は、不登校児童の減が直接の成果目標ではなく、支援体制の構築が主たる目標であるので、基本的には単年度で指定校を決定するものです。国からの予算が要望どおりつかない中ではありますが、少しでも多くの時間数を配置できるよう工夫しているところです。

学びいきいきサポート事業については、サポートの必要度が高い中学校に対して、県全体で32校に30名配置しています。令和4年度から、運用を緩和し、市町村教育委員会の判断で、複数校の兼務を可能とし、実際に兼務を行っている市町村も増えました。

いずれの事業につきましても、限られた財源の中でより多くの学校に支援ができ、児童生徒に有益に働くよう今後もできることを考えていきたいと思えます。

## 要望2 指導補助系非常勤講師「にこにこサポート」の配置数・勤務時間増について

今年度のにこにこサポート事業（小学校 通常の学級）は引き続き全県で100名、にこにこサポート事業（特別支援支援学級）は58名を配置しており、ここ数年微増を達成しています。財政面からさらに非常勤講師の配置を拡充するとすれば、常勤講師を減らし、その財源を活用する必要がある、現状を超える人材の配置は困難です。しかし、学びいきいきサポート事業と同様に、小学校の通常の学級分については、複数校の兼務を可能としています。限られた財源の中でより多くの学校に支援ができるよう、今後でもできることを考えてまいります。また、特別支援学級の学級編成基準の見直しについては、これまでも国に対して要望しています。具体的な課題を明示しながら、例えば、低学年と高学年に分けた学級編成基準を定めることや1学級当たりの人数の引き下げについて、重点的に要望している。

なお、会計年度任用職員に係る事業について、ご指摘にある少人数学級編成に係る県予算の縮小や常勤教職員の不足により生じる余剰等による予算の拡充という具体の考え方について補足しますと次のようになります。

国の制度改正による学級編成基準の変更から生み出される財源の活用については、当初から県として、子ども・子育て支援施策の拡充に要する財源となることが大前提となっています。また、常勤教職員の不足により生じる予算を、非常勤講師の事業に充てるとなれば、事業に充てた分を将来において常勤教職員分に戻すことは容易でないと考えており、本県の厳しい財政状況からいずれも困難な状況です。

一方で教員の働き方改革の推進に対し、スクールサポートスタッフの拡充、スクールロイヤー、教員サポーターなど、新しい事業を創設しています。同じ教育関係の予算の中で拡充すべきことを慎重に判断しながら、財政当局への要望を伝えていきたいと考えています。

### 【参考】教員確保に向けた今年度の具体的取組

#### (1) 常勤教員の未配置が生じている学校現場の負担軽減

- ① 「緊急対応非常勤講師」の勤務時間増（875時間→最大1,095時間）、業務内容の柔軟化（授業だけでなく校務も担当可能に）【R5～】
- ② 「緊急校務支援員」（教員免許なし）の配置（県10/10）【R4～】
- ③ 各種制度・事業の運用緩和（主幹教諭の授業時間数（週10時間程度）の上限撤廃、加配関係書類の簡素化など）【R4～】
- ④ 講師配当枠に対する志願者の多い養護助教諭の一部振替配置【R6新規】

#### (2) 年度途中での人材確保

- ① 定年退職者等への再度、再々度の働きかけ
- ② 主に県外の教員経験者を対象とした「特別選考試験」（5月に実施、18名合格）の本年2回目の実施検討 など

#### (3) 次年度当初の欠員ゼロに向けた対応（主なもの）

- ① 60歳以後も勤務できる教員の確保（定年延長、暫定再任用、定年前再任用短時間）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再任用短時間勤務制度の運用など働き方の選択肢の拡大</li> </ul>
②	<p>常勤講師の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師登録についてシステム改修による、呼びかけの徹底を予定</li> </ul>
③	<p>教員採用試験の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特別選考試験」【R4～】、「島根創生特別枠」【R5～】の継続</li> <li>・ 大学卒業後に他業種に就職した教員免許を有する若者等の呼び込み</li> </ul>
④	<p>教員志望者の裾野拡大（高校生・大学生へのアプローチ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校生の教員志望者向けセミナー「教師塾」の実施 (R3～浜田・益田、R4～松江東・大社、R5～大田・隠岐)</li> <li>・ 県内や近隣大学の教職課程1・2年生向け「学校職場体験」等の実施【R5～】</li> <li>・ 島根大学及び島根県立大学の学生30名程度(昨年度13名)を松江市、出雲市内8校で5日間受入れ (持田小、母衣小、雑賀小、松江二中、松江四中、八束学園、神戸川小、高浜小)</li> <li>・ 環太平洋大学の学生数100名を松江市、吉賀町の小学校各1校で3日間受入れ</li> </ul>
⑤	<p>募集広報・教職の魅力発信強化</p>
⑥	<p>相談・サポート体制強化（新規採用者等の定着促進、離職防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールカウンセラーの活動時間拡充、スクールロイヤー・教員サポーターの配置</li> </ul>
⑦	<p>教員籍の行政等勤務者（指導主事・社会教育主事等）の配置合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員削減：R6当初は8人減。R5～R8で計15人を学校現場へ</li> <li>・ 60歳以上の者の任用：R6 32人（前年度比1人増）</li> <li>・ R7当初は派遣指導主事7人、派遣社会教育主事5人の計12人を学校現場へ予定</li> </ul>
⑧	<p>処遇改善や奨学金返還免除制度の検討（県独自制度の検討+国への要望） など</p>

R 6 県公立学校教頭会との意見交換会

教育施設課・教育指導課

3 全教室及び体育館への空調設備設置と ICT 環境整備について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Ⅱ-4-(5)</span>	
<p>質問 ・ 意見</p>	<p>地球温暖化が深刻さを増す中、島根県内においても今年10月に観測史上最も遅い真夏日が記録されました。そんな中、児童生徒の健康を第一に、安全・安心な教育環境を整えるため、各校では工夫を重ねながら対応しているところです。しかしながら、特別教室や体育館においては空調設備が整っていない学校も多く、熱中症を心配する声が学校現場から数多く上がっています。特に、体育館は全校集会や部活動などで多くの児童生徒が一堂に会する機会も多いことや、災害時には地域住民の避難所としての機能も担っていることもあり、早急に対策が必要と考えます。児童生徒だけでなく教職員や地域住民にとっても学校が安全・安心で、より充実した活動の場となるよう特別教室を含めた全ての教室及び体育館への空調設備の設置を進めていただきますようお願いいたします。また、ICT 環境の整備についても、引き続き、特別教室を含む全教室及び体育館での設備の充実を図っていただきますようお願いいたします。</p>
<p>回答</p>	<p>市町村立学校における施設整備については、市町村の責任と判断で行われるべきものですが、空調設備の整備にあたっては、国の補助金が活用できますので、県では、各市町村に対して、財政支援制度に関する情報提供や指導・助言を行っております。</p> <p>また、国に対しては、補助要件の緩和や補助率・補助単価の引上げなど、市町村がより利用しやすい制度に改善するよう、知事会や全国都道府県教育長協議会などを通じて、要望を行っております。</p> <p>引き続き、更なる財政支援制度の充実について国に要望を行うとともに、市町村の取り組みを支援していきます。</p> <p>ICT 環境の整備については、GIGA スクール構想の更なる推進に向けて、学習者用端末の1人1台体制やネットワーク環境の安定的な維持、通信量の増加も見越した機器・設備の更新やネットワーク増強、ソフトウェア整備、家庭における通信費の負担軽減についても財政措置を講じるよう、全国都道府県教育長協議会を通じて国へ要望していますが、まずは、各学校と管理している市町村教育委員会へお願いされるべきことです。</p>